

○金融庁告示第六十九号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項、第一条の二第一号ニ及び第九十三条の規定に基づき、金融庁長官が定める企業会計の基準を次のように定め、平成二十一年十二月十一日から適用する。

平成二十一年十二月十一日

金融庁長官 三國谷 勝範

（一般に公正妥当な企業会計の基準）

第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、平成二十一年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。

（国際会計基準）

第二条 国際会計基準（規則第一条の二第一号二に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）

は、英国ロンドン市キャノンストリート三十に所在する国際会計基準委員会財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であつて、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。

（指定国際会計基準）

第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、

前条に規定する国際会計基準であつて、平成二十一年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

## 別表一（第一条関係）

号数	表題
企業会計基準第1号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企業会計基準第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準
企業会計基準第3号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第4号	役員賞与に関する会計基準
企業会計基準第5号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
企業会計基準第6号	株主資本等変動計算書に関する会計基準
企業会計基準第7号	事業分離等に関する会計基準
企業会計基準第8号	ストック・オプション等に関する会計基準
企業会計基準第9号	棚卸資産の評価に関する会計基準
企業会計基準第10号	金融商品に関する会計基準
企業会計基準第11号	関連当事者の開示に関する会計基準
企業会計基準第12号	四半期財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
企業会計基準第14号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その2）
企業会計基準第15号	工事契約に関する会計基準
企業会計基準第16号	持分法に関する会計基準
企業会計基準第17号	セグメント情報等の開示に関する会計基準
企業会計基準第18号	資産除去債務に関する会計基準
企業会計基準第19号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）
企業会計基準第20号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
企業会計基準第21号	企業結合に関する会計基準
企業会計基準第22号	連結財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正

別表二（第三条関係）

号数	表題
	財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク (Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 1 号	国際財務報告基準の初度適用 (First-time Adoption of International Financial Reporting Standards )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 2 号	株式報酬 (Share-based Payment )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 3 号	企業結合 (Business Combinations )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 4 号	保険契約 (Insurance Contracts )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 5 号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 (Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 6 号	鉱物資源の探査及び評価 (Exploration for and Evaluation of Mineral Resources )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 7 号	金融商品：開示 (Financial Instruments: Disclosures )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 8 号	事業セグメント (Operating Segments )
国際会計基準 (IAS) 第 1 号	財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements )
国際会計基準 (IAS) 第 2 号	棚卸資産 (Inventories)
国際会計基準 (IAS) 第 7 号	キャッシュ・フロー計算書 (Statement of Cash Flows )
国際会計基準 (IAS) 第 8 号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬 (Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors )
国際会計基準 (IAS) 第 10 号	後発事象 (Events after the Reporting Period )
国際会計基準 (IAS) 第 11 号	工事契約 (Construction Contracts )
国際会計基準 (IAS) 第 12 号	法人所得税 (Income Taxes )
国際会計基準 (IAS) 第 16 号	有形固定資産 (Property, Plant and Equipment )
国際会計基準 (IAS) 第 17 号	リース (Leases )
国際会計基準 (IAS) 第 18 号	収益 (Revenue )

国際会計基準 (IAS) 第 19 号	従業員給付 (Employee Benefits)
国際会計基準 (IAS) 第 20 号	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 (Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance)
国際会計基準 (IAS) 第 21 号	外国為替レート変動の影響 (The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates)
国際会計基準 (IAS) 第 23 号	借入費用 (Borrowing Costs)
国際会計基準 (IAS) 第 24 号	関連当事者についての開示 (Related Party Disclosures)
国際会計基準 (IAS) 第 26 号	退職給付制度の会計及び報告 (Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans)
国際会計基準 (IAS) 第 27 号	連結及び個別財務諸表 (Consolidated and Separate Financial Statements)
国際会計基準 (IAS) 第 28 号	関連会社に対する投資 (Investments in Associates)
国際会計基準 (IAS) 第 29 号	超インフレ経済下における財務報告 (Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)
国際会計基準 (IAS) 第 31 号	ジョイント・ベンチャーに対する持分 (Interests in Joint Ventures)
国際会計基準 (IAS) 第 32 号	金融商品：表示 (Financial Instruments: Presentation)
国際会計基準 (IAS) 第 33 号	1 株当たり利益 (Earnings per Share)
国際会計基準 (IAS) 第 34 号	中間財務報告 (Interim Financial Reporting)
国際会計基準 (IAS) 第 36 号	資産の減損 (Impairment of Assets)
国際会計基準 (IAS) 第 37 号	引当金、偶発債務及び偶発資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets)
国際会計基準 (IAS) 第 38 号	無形資産 (Intangible Assets)
国際会計基準 (IAS) 第 39 号	金融商品：認識及び測定 (Financial Instruments: Recognition and Measurement)
国際会計基準 (IAS) 第 40 号	投資不動産 (Investment Property)
国際会計基準 (IAS) 第 41 号	農業 (Agriculture)

指定国際会計基準は、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会が作成した解釈指針を含む。